

市第110号議案

横浜市職員定数条例の一部改正

横浜市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年2月13日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市職員定数条例の一部を改正する条例

横浜市職員定数条例（昭和28年4月横浜市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号を次のように改める。

(1) 市長の事務部局の職員 15,262人

（うち社会福祉法（昭和26年法律第45号）第16条に定める職員 1,108人）

第2条第1項第3号を次のように改める。

(3) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員

教育長 1人

指導主事その他の職員 2,717人

計 2,718人

第2条第1項第5号及び第6号を次のように改める。

(5) 監査事務局の職員

事務局長 1人

書記その他の職員 45人

計 46人

(6) 人事委員会事務局の職員

事務局長	1人
事務職員	20人
計	21人

第2条第1項第9号及び第10号を次のように改める。

- |             |        |
|-------------|--------|
| (9) 水道局の職員  | 1,968人 |
| (10) 交通局の職員 | 2,561人 |

#### 附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

#### 提 案 理 由

新規の業務への対応及び既存の業務の見直しに伴い、職員の定数を変更するため、横浜市職員定数条例の一部を改正したいので提案する。